

3月は「自殺対策強化月間」です。児童生徒の自殺は学校の長期休業明けの時期に増加する傾向があることを踏まえ、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、児童生徒の自殺予防に係る取組を実施していただくようお願いいたします。

5初児生第25号  
令和6年2月27日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長  
各指定都市教育委員会指導事務主管課長  
各都道府県私立学校主管課長  
附属学校を置く各国立大学法人担当課長  
附属学校を置く各公立大学法人担当課長 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長  
伊藤 史恵  
(公印省略)

#### 児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

標記については、これまでも自殺対策基本法（平成18年法律第85号）等に基づき、学校において、児童生徒の自殺予防の取組の充実に積極的に取り組んでいただいているところです。しかし、警察庁・厚生労働省の自殺統計によると、別添1のとおり令和5年の児童生徒の自殺者数は507人（暫定値）と昨年と同様に高い水準であり、極めて憂慮すべき状況にあります。

また、令和4年の児童生徒の自殺の原因・動機としては、学業不振や入試の悩みなどが多くなっていることが分かっています。18歳以下の自殺は、学校の長期休業明けにかけて増加する傾向があり、さらに3月は、進学や進級の時期であることから、進路に迷う児童生徒が多くなることを踏まえて、進路指導の充実や見守り活動を丁寧を実施していただくようお願いします。

令和4年10月14日に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」においては、3月を「自殺対策強化月間」と定め、自殺対策強化月間においては、「国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携して「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出し、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の浸透も含めて啓発活動を推進する。あわせて、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援が受けられるよう、支援策を重点的に実施する。」と示しています。つきましては、保護者、地

域住民、関係機関等と連携の上、児童生徒の自殺予防の取組に全力で取り組んでいただくよう何卒よろしく願います。

また、児童生徒の自殺者数が依然として高い水準にある中、児童生徒の心や体調の変化を把握したり、個別の児童生徒の状況を多面的に把握する ICT ツールを適切に活用することは、教職員がこれまで気付いていなかった児童生徒の心身状態に気付くことができたり、教職員の児童生徒理解の幅が広がり、悩みや不安を抱えた児童生徒の早期把握や早期支援につながると考えられ、ひいては、児童生徒の自殺の未然予防にもつながるものと考えております。

文部科学省では、令和5年度補正予算において、「1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入に向けた調査研究」を計上しており、ICTツールを活用した早期発見早期対応のモデル構築を推進しております。令和6年2月14日に公募を開始しており、以下 URL のとおり公開しておりますので、各都道府県教育委員会等においては、積極的な検討・活用をお願いいたします。

URL : <https://pf.mext.go.jp/gpo3/MextKoboHP/list/kpdispDT.asp?id=KK0013624>

なお、「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」（令和5年7月10日付け5初児生第4号児童生徒課長通知）において、1人1台端末等を活用して、無償・有償で利用できる健康観察・教育相談システム一覧を添付しましたが、今般新たにシステムを追加するなど、別添3のとおり整理しておりますので、こちらの資料も活用しつつ、各学校及び学校設置者におかれましては、1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入推進について積極的に取り組んでいただくようよろしくお願いいたします。

また、地域全体で「こども・若者が自殺に追い込まれることのない地域づくり」を進めていくため、政府では、別添4のとおり多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」の全国への設置を推進しているところです。

本チーム設置を通じて、こどもの自殺危機への迅速な対応や、学校現場の負担軽減等が期待されることから、貴職におかれては、本チーム設置への積極的な御協力をお願いするとともに、既に設置済みの自治体におかれましては、児童生徒の自殺危機への対応の判断に迷う場合があれば、迅速に当該チームへの相談等の対応に取り組んでいただくようよろしくお願いいたします。

これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人及び附属学校を置く公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校に対して、周知を図るよう、特段の御配慮をお願いします。

## 記

毎年、学校の長期休業明けの時期に増加する傾向があることを踏まえ、以下に掲げ

る取組を、学校が保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、長期休業の開始前から長期休業明けの時期にかけて実施することが考えられる。

### **(1) 学校における早期発見に向けた取組**

各学校において、長期休業の開始前から ICT ツールも活用しつつ、アンケート調査、教育相談等を実施するとともに、一人一人に対して面談を行うなど、悩みや困難を抱える児童生徒の早期発見に努めること。また、児童生徒の自殺の背景の一つとして精神疾患が挙げられていることを踏まえ、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察や健康相談の実施等により、児童生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラー等による支援を行ったり、スクールソーシャルワーカー等を活用して医療等の関係機関に繋ぐなど、心の健康問題への対応を徹底すること。

学校が把握した悩みや困難を抱える児童生徒や、いじめを受けた又は不登校となっている児童生徒等については、長期休業期間中においても、全校（学年）登校日、部活動等の機会を捉えて児童生徒との面談の実施や、保護者への連絡、家庭訪問等により継続的に児童生徒の様子を確認し、児童生徒に自殺を企図する兆候がみられた場合（※）には、教職員で抱え込まず、速やかに学校の管理職、学校設置者と情報共有を図り、保護者、医療機関等とも連携しつつ、命の危機を防ぐため万全の体制で対応に当たること。

加えて、「SOSの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育を実施するなどにより、児童生徒自身が心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うとともに、児童生徒が安心してSOSを出すことのできる環境の整備に努めること。

さらに、「24 時間子供SOSダイヤル」を始めとする電話相談窓口や、SNS等を活用した相談窓口の周知を長期休業の開始前において積極的に行うこと。相談窓口の周知にあたっては、教室など児童生徒の目につきやすい場所への掲示や1人1台端末を活用する際のポータルサイトや、ブラウザのお気に入り機能等を活用して、各種相談窓口を周知するなどの方法も考えられること。

（※）自殺予防教育については、「子供に伝えたい自殺予防—学校における自殺予防教育導入の手引—」を参照。特に、自殺を企図する兆候については、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」P9を参照。

### **(2) 保護者に対する家庭における見守りの促進**

保護者に対して、長期休業期間中の家庭における児童生徒の見守りを行うよう促すこと。保護者が把握した児童生徒の悩みや変化については、積極的に学校に相談するよう、学校の相談窓口を周知しておくこと。その際、文部科学省のHP上の子供のSOSの相談窓口（※）や「24 時間子供SOSダイヤル」を始めとする相談窓口も保護者に対して周知しておくこと。複数の相談窓口を周知する場合は、悩みや不安を抱える児童生徒がどこに相談すべきか混乱してしまわないよう、必要に応じて相談窓口を整理し、周知すること。なお、これらの各家庭における保護者による見守りについては、長期休業の開始前又は長期休業期間中における保護者会等の機会や学校（学級）通信を通じて、保護者に促すことが考えられること。学校は、保護者から相談を受け

た時には、必要に応じて関係機関と連携しながら、適切に対応すること。

(※) 子供のSOSの相談窓口 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm)

(文部科学省 HP)



### (3) 学校内外における集中的な見守り活動

長期休業明けの前後において、学校として、保護者、地域住民の参画や、関係機関等と連携の上、学校における児童生徒への見守り活動を強化すること。また、学校外における見守り活動については、教育委員会等において、学校、警察等関係機関、地域の連携を一層強化する体制を構築し、取組を実施すること。その際、警察との連携においては、「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」（令和5年2月7日付け4文科初第2121号）において指定を求めている「学校・警察連絡員」が情報共有を図り、緊急を要する事案を含め緊密に連携して対応に当たること。特に、児童生徒が自殺を企図する可能性が高い場所については、これらの時期に見守り活動を集中的に実施することが有効であること。

### (4) ネットパトロールの強化

児童生徒によるインターネット上の自殺をほのめかす等の書き込みを発見することは、自殺を企図している児童生徒を発見する端緒の一つである。このため、教育委員会等が実施するネットパトロールについて、長期休業明けの前後において、平常時よりも実施頻度を上げるなどしてネットパトロールを集中的に実施すること。自殺をほのめかす等の書き込みを発見した場合には、即時に警察に連絡・相談するなどして当該書き込みを行った児童生徒を特定し、当該児童生徒の生命又は身体の安全を確保すること。また、警察等関係機関においてネットパトロールが実施されている場合には、当該関係機関との積極的な連携に努めること。

### (5) 進級・進学等に係る学校間での引継ぎの徹底

3月から4月にかけては進級・進学のと時期であり、環境の変化から悩みや不安を抱える児童生徒が増える時期でもある。各学校においては、進級・進学後に支援が途切れることのないよう、特に学校が把握した悩みや困難を抱える児童生徒や、いじめを受けた又は不登校となっている児童生徒については児童生徒の状況について丁寧な引継ぎを行い、継続的な見守り体制の構築に努めること。

なお、学校間での引継ぎについては、口頭での説明の他、書面を通じて情報共有を図ることも必要であり、指導要録への記載や「児童生徒理解・支援シート」等の活用も考えられること。

### 【添付資料】

- 別添1 児童生徒の月別自殺者数〔推移〕（厚生労働省・警察庁）
- 別添2 児童生徒の自殺対策関連予算（令和5年度補正予算及び令和6年度予算案）
- 別添3 1人1台端末を活用した健康観察・教育相談システム一覧【更新版】
- 別添4 「こども・若者の自殺危機対応チーム」について
- 別添5 厚生労働省「まもろうよこころ」ポスター
- 別添6 24時間子供SOSダイヤル（0120-0-78310）
- 別添7 令和5年度「自殺対策強化月間」に向けた啓発活動等の推進について（依頼）

### 【参考資料】

- 「子供に伝えたい自殺予防－学校における自殺予防教育導入の手引－」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/063\\_5/gaiyou/1351873.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/gaiyou/1351873.htm)



- 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm)



- 「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2016/11/11/1304244\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/11/11/1304244_01.pdf)



- 小学生用啓発教材「わたしの健康」、中学生用啓発教材「かけがえのない自分  
かけがえのない健康」、高校生用啓発教材「健康な生活を送るために」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/1353636.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353636.htm)



- 第4次「自殺総合対策大綱」（令和4年10月14日閣議決定）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/taikou\\_r041014.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/taikou_r041014.html)

- 「こどもの自殺対策緊急強化プラン」（令和5年6月2日 こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議）  
<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomonojisatsutaisaku>

- 「児童生徒の自殺予防に係る取組について」（令和5年7月10日付け5初児生第4号児童生徒課長通知）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1414737\\_00006.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1414737_00006.htm)

**【担当】**  
文部科学省初等中等教育局児童生徒課 生徒指導室